

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

No.	質問	回答
1	感染防止宣言ステッカーとは何ですか。何のためのものですか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、各業界団体のガイドラインを遵守することに同意いただいた事業者に「感染防止宣言ステッカー」を発行しています。ステッカーを店舗等の目立つところに掲示していただくことで、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます。
2	なぜ大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーのシステムを統合したのですか。	店舗等施設事業者の皆さまに、大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーを導入していただくために、両サービスを一度の手続きで導入できるようシステムを統合しました。システムの統合により、両サービスの導入促進を図るほか、店舗等施設の名称や所在地など、同一の情報を2回登録していただく手間を省くこともできます。
3	大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの導入は必須ですか。	大阪コロナ追跡システムは、社会経済活動を維持しつつ、感染者と同日に同施設を訪れた方に注意喚起を行うことで、感染拡大を少しでも抑制することを目的としており、感染防止宣言ステッカーは、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るために重要なガイドラインの遵守徹底と、府民の皆様への安心の提供による利用促進を図るものです。ぜひ導入をお願いします。
4	大阪コロナ追跡システムを既に導入しているのですが、どうすれば感染防止宣言ステッカーを発行できますか。	大阪コロナ追跡システムを既に導入されている場合は、大阪コロナ追跡システムの「事業者マイページ」内で感染防止宣言ステッカーを発行することができます。「システム登録・事業者マイページについて」をご覧ください、案内に従って手続き願います。 【システム登録・事業者マイページについて】 http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/toroku_mypage.html
5	感染防止宣言ステッカーを既に導入しています。大阪コロナ追跡システムのみ新たに導入することはできますか。	感染防止宣言ステッカーは、大阪コロナ追跡システムの導入や名簿作成に協力することが利用規約に含まれています。大阪コロナ追跡システム導入の対象施設であって、もし大阪コロナ追跡システムの導入・名簿作成への協力なしにステッカーを導入していたのであれば、速やかに大阪コロナ追跡システムを導入し、事業者マイページ画面で感染防止宣言ステッカーの情報の登録をお願いします。また、これまで名簿作成によって利用者情報を管理していたものの、名簿作成をやめ、今回新たに大阪コロナ追跡システムを導入される場合も、お手数ですが事業者マイページ画面で感染防止宣言ステッカーの情報の登録をお願いします。 感染防止宣言ステッカーの情報の登録手順は、まず、大阪コロナ追跡システムに新規登録いただいた後、事業者マイページの「ステッカー発行番号」の欄に感染防止宣言ステッカーの発行番号を入力してください。「番号検索」ボタンを押すと、ステッカーを発行した際に登録された情報が表示されます。これで感染防止宣言ステッカーの情報の登録は完了です。表示された内容をご確認ください。
6	事業者マイページのログインの際に用いる施設IDとは、感染防止宣言ステッカーに記載されている番号のことですか。	感染防止宣言ステッカーに記載されている番号は、「ステッカー発行番号」であり、「施設ID」とは異なるものです。「施設ID」については、事業者マイページログイン画面の「施設IDの調べ方はこちら」に従ってご確認ください。
7	大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの施設登録にあたり、別の名称で登録してしまいました。どうすればよいですか。	大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーに登録した異なる施設名のうち、どちらに統一されるかにより手続きが異なります。 感染防止宣言ステッカーに登録している施設名で統一される場合は、当該施設名で大阪コロナ追跡システムに新規登録いただいた上、事業者マイページの「ステッカー発行番号」の欄に感染防止宣言ステッカーの発行番号を入力し、「番号検索」ボタンを押してください。ステッカーを発行した際に登録された情報が表示されますので、表示された内容と「大阪コロナ追跡システム」に登録した名称をご確認ください。 大阪コロナ追跡システムに登録している施設名で統一される場合は、事業者マイページで、「ステッカー発行番号」を入力し「番号検索」ボタンを押すと、自動的に、感染防止宣言ステッカーの施設名称が、大阪コロナ追跡システムの施設名称に統一されます。その後、感染防止宣言ステッカーの再発行を行うと、大阪コロナ追跡システムと同一の施設名称で発行されます。

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ (FAQ)

【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

8	<p>感染防止宣言ステッカーを既に導入しています。大阪コロナ追跡システムだけ、新規登録をしたいのですが、表示された事業者マイページに感染防止宣言ステッカーの入力項目も表示されています。ステッカーの発行番号を必ず登録しないとイケませんか。</p>	<p>既にステッカーを発行されている方については、感染防止宣言ステッカーに関する入力とは必須ではございませんが、入力いただくことで登録情報の確認や再発行が可能となりますので、極力入力くださいますようお願いいたします。</p>
9	<p>感染防止宣言ステッカーの発行番号を入力し、検索を押下したところ、「登録情報がありません」とエラーメッセージが出ました。なぜですか。</p>	<p>感染防止宣言ステッカーを発行する際に登録した電話番号と、大阪コロナ追跡システムで施設情報を登録された際の電話番号が異なるため、同一施設の照合ができなくなっている可能性があります。この場合、追跡システム、ステッカーいずれかの登録された電話番号を変更する必要があります。 次のいずれかの方法で変更してください。 ①【追跡システムの登録番号を変更したい・間違えていた】 →事業者マイページで電話番号を修正してください。 ②【感染防止宣言ステッカー発行の際に登録した電話番号を変更したい・分からない・間違えていた】 →事業者マイページで、感染防止宣言ステッカーの新規登録をしてください。</p>
10	<p>事業者マイページの感染防止宣言ステッカーの「事業者名」には何を入力すればいいのですか。</p>	<p>(例) 株式会社おおさか、有限会社オオサカ、大阪商店など、社名、屋号(お店や事務所のお名前)です。なお、個人で経営されている場合は「個人事業主」と入力してください。</p>
11	<p>事業者マイページの感染防止宣言ステッカーの「店舗種別」は、マイページの上段にある「種別」と同じ情報を入力するのですか。</p>	<p>「種別」は、コロナ追跡システムで施設情報を登録していただく際に、プルダウンメニューから選択していただく業態の種類のこと、感染防止宣言ステッカーの「業種」に該当します。「店舗種別」は自由入力になります。例えば、たこ焼き屋、お好み焼き屋など具体的な店舗種別の情報を入力いただきますようお願いいたします。</p>
12	<p>事業者マイページの「おおきにアプリURL」と感染防止宣言ステッカーの「店舗ホームページ」は同じものを登録する必要がありますか。</p>	<p>「おおきにアプリURL」は、「大阪おおきにアプリ」を利用する施設に対して、アプリ提供事業者(PayPay又はりそな銀行・ビジコム共同企業体)が提供するURLです。アプリ提供事業者宛てに大阪おおきにアプリの利用申請を行うと、アプリ提供事業者から各施設専用のURLが提供されます。ので、そのURLを入力してください。感染防止宣言ステッカーの「店舗ホームページ」は、施設(店舗)で開設しているホームページをお持ちの場合に、当該ページのURLを入力していただくもので、同じものではございません。なお、「店舗ホームページ」の入力は任意となっております。</p>
13	<p>QRコードはメールで送付されましたが、感染防止宣言ステッカーが添付されていません。</p>	<p>QRコードとステッカーは別のメールで送付されます。まず大阪コロナ追跡システムの新規登録が完了する(登録を押下する)と、QRコードが添付された追跡システム登録完了をお知らせするメールが送付されます。追跡システムの登録が完了すると、事業者マイページに自動的に遷移します。登録情報の公開設定に同意し、当該ページの下部にある「感染防止宣言ステッカー」の各項目に情報を登録したうえで、「ステッカー発行」を押下していただくと感染防止宣言ステッカーの新規登録が完了となります。この際に、ステッカーが添付された登録完了をお知らせするメールが送付されます。</p>
14	<p>いつ統合されたのですか。</p>	<p>令和2年11月20日から一部統合しています。</p>

15	<p>今回のシステム統合により、感染防止宣言ステッカーを発行する際に 大阪コロナ追跡システムで登録手続き等を行うことになる施設はどのような施設ですか。</p>	<p>■食事提供施設 ■劇場等 ■集会・展示施設 ■博物館等 ■ホテル又は旅館(集会の用に供する部分) ■商業施設(百貨店、ショッピングモール、ホームセンター など) ■遊興施設 ■運動施設・遊戯施設 上記は大阪コロナ追跡システムの対象施設となりますので、今回の統合により感染防止宣言ステッカーの登録手続き等が変更になります。</p>
16	<p>ステッカーを発行する際に登録した内容を修正したいのですが。</p>	<p>大阪コロナ追跡システムの登録対象施設につきましては、事業者マイページから住所、電話番号及び店舗ホームページの修正が可能です。 なお、その他の施設については、「感染防止宣言ステッカー 入力フォーム」から、再度ステッカー発行の再登録をお願いします。 URL: https://form.kintoneapp.com/public/form/show/00d7bab415a61aed1ef7a0e1fc2fe42ced1277e8a91f06e319652a86f2d4a84c</p>
17	<p>ステッカーを紛失・破損したので再発行できますか。</p>	<p>大阪コロナ追跡システムの登録対象施設につきましては、事業者マイページにてステッカー登録番号を入力することで、ステッカーの再発行が可能です。対象施設の詳細については、【施設(店舗)運営者・イベント主催者の皆様】大阪コロナ追跡システムについて」ページをご覧ください。 URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html なお、その他の施設については、ステッカーの再発行はできませんので、「感染防止宣言ステッカー 入力フォーム」から再度ステッカー発行の再登録の上、プリントアウトをお願いします。 URL: https://form.kintoneapp.com/public/form/show/00d7bab415a61aed1ef7a0e1fc2fe42ced1277e8a91f06e319652a86f2d4a84c</p>
18	<p>プリンターがない場合はどうしたら良いですか。</p>	<p>お手数ですが、コンビニ等で印刷いただくか、またはデジタル画面からも利用者登録いただけますので、店のデジタルサイネージ、タッチパネル、パソコンディスプレイなどにお送りしたステッカーデータを表示するなど、利用者に見えるよう掲示してください。 <参考>コンビニでのプリントの方法 【スマホ】 印刷用のアプリをダウンロードしておく。主要コンビニのアプリと印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.printing.ne.jp/support/mobile/appli_netprint_k.html ・ファミリーマート、ローソン https://networkprint.ne.jp/sharp_netprint/ja/howto.aspx 【パソコン】 USBメモリ等にステッカーデータを保存する。主要コンビニでの印刷方法は以下ページを参考。 ・セブンイレブン https://www.sej.co.jp/services/print.html ・ファミリーマート https://www.family.co.jp/services/print/print.html#anc1-9 ・ローソン https://www.lawson.co.jp/service/others/multicopy</p>

大阪コロナ追跡システムと感染防止宣言ステッカーの発行等に関するよくあるお問合せ(FAQ)

【1.QRコード・ステッカーの発行方法など】

19	感染防止ステッカーを登録するのに大阪コロナ追跡システムも導入しないとイケないのですか。	大阪コロナ追跡システムの対象施設に該当する場合は導入をお願いしていますが、名簿作成などによって利用者情報を管理している場合は導入不要です。 大阪コロナ追跡システムの対象外施設の場合は、感染防止ステッカーのみご登録ください。
----	---	--